

税理士の社会的使命と中小企業における書面添付制度

——書面添付の本質と今後の展開

TKC静岡会研究グループは、税理士が行う「保証業務」に焦点を当て、巡回監査に裏付けられた書面添付は、中小企業の真摯な税務・会計行為の「確からしさ」(実質的適正性)を表すものである——ことを丁寧に論及した。当日は趣向を凝らした動画も随所に用いられ、参加者の理解を大いに促した。本稿では研究論文に沿った内容を中心に紹介する。

研究グループ 室伏敏光・緒方美樹・池田佳通・笹瀬綾子・多々良信彦・中山美砂
TKC静岡会 畑 智之・八木航一・鈴木貴晶(映像担当) (敬称略)

■とき：令和元年10月18日(金)

I 税理士法と書面添付制度

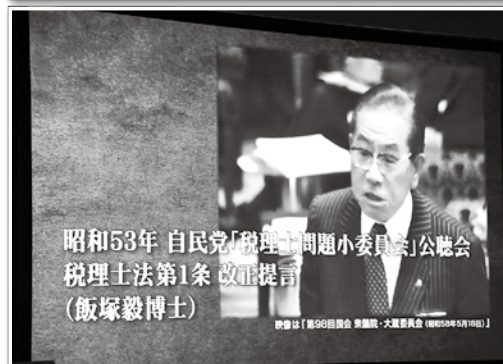
申告納税制度を支える 独立した公正な立場の税理士

多々良 TKC静岡会研究グループは、研究発表のテーマに

「税理士の社会的使命と中小企業における書面添付制度」を選びました。本日はその中から、坂本孝司TKC全国会会長が提唱されている「税理士の4大業務」のうち「保証業務」に焦点を当て、「税理士は、中小企業の税務・会計行為の『確からしさ』(実質的適正性)を伝えることができるのか」ということを明らかにしたいと思います。

まずは税理士制度についてあらためて確認してみましよう。税理士制度はどのような経緯で創設されたのでしょうか。

笹瀬 わが国における税務に関する職業専門家の起源は、昭和17年にさかのぼります。この年に、税理士制度の前身である



オープニングには、税理士制度の成り立ちや税理士法改正の経緯等を解説する映像が上映された

税務代理士制度が誕生しました。そして昭和22年に日本国憲法が施行され、憲法第30条に「納税の義務」が定められたことで、それまでの賦課課税制度に代わる、民主主義にふさわしい申告納税制度がスタートしました。

これにより、税務運営の民主的な発展を図るため、税務当局と対等な立場で、納税者と税務当局のよき協力者となる専門家の存在および納税者の記帳慣行の定着が必要になりました。そこで、昭和24年・25年のシャウプ勧告を受け入れる形で、昭和25年に青色申告制度が、昭和26年に税理士制度が導入されることとなったのです。

税理士法第1条は制定当初、「税理士の職責」とされ、税理士の立場は「中正な立場」と規定されていました。しかし税理士は適正申告の実現という公共的使命を担っているわけですから、本来、課税庁側にも納税者側にも偏らない公正さが求められます。そのような観点から幾



度も税理士法改正が議論されてきましたが、いずれも実現には至りませんでした。

昭和53年には、飯塚毅TKC全国会初代会長が自民党税理士問題小委員会の公聴会の場で、「中正な立場」を「独立不偏の立場」に改め、使命条項とすることを提言されています。この前後の飯塚初代会長の与野党議員に対する粘り強い働きかけが実を結び、ついに昭和55年、税理士法第1条に「独立した公正な立場」との文言が入り、税理士は、納税者の代理人であるとともに、適正な納税申告を実現させるという公共的な使命を有する専門家として位置付けられることとなったのです。

税理士側の要望を機に創設され 制度拡充を続ける書面添付制度

多々良 次に書面添付制度についても再確認しておきます。税理士法第33条の2第1項の書面添付制度は、税理士が納税者

の委嘱を受け申告書を作成した時に「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」を記載した書面を申告書に添付するもので、昭和31年に創設されています。

中山 税理士制度が誕生して2年後の昭和28年、日本税理士会連合会（日税連）が関係官庁に対して「税務計算書類の内容が正しいと思う旨の監査証明を税理士業務に加えてほしい」という要望書を提出しました。

ところが、税務書類は税務官公署が最終的監査を行うものであり、また会計書類は、公認会計士の監査が最終の監査であるとの見解が大勢を占め、日税連の要望はかきませんでした。ただし大蔵省（現財務省）の



中山美砂会員

当時の見解に「税務書類の作成にどの程度関与したかの事実及び関与した範囲において税務書類の内容が正しいと思う旨の意見を税務官庁に表明する制度であれば」との示唆があり、その後議論が重ねられた結果、昭和31年に本制度が創設された経緯があります。

しかし当初は、税理士に対する意見聴取が不服申立て時と更正処分前の二つの機会に限られていたこともあり、税理士が書面添付を実践するメリットが少なく、添付割合は1%にも満たないという状態でした。

八木 それから時を経て、書面添付制度は、平成13年の税理士法改正によって大幅に拡充されました。調査の事前通知前に税理士に対して意見聴取を行うことが規定され、意見聴取により疑問点が解明された場合には、実地調査が省略されることとなったのです。税務当局が税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円

滑化・簡素化を図るために書面添付制度が拡充されたもので、申告書の審理や準備調査において、添付書面の記載事項や意見聴取をより積極的に活用することとされました。

さらに平成19年、日税連から国税庁に提出された「要望書」を契機として、両者の協議会が継続的に開催されるようになりました。そして平成21年公表の「事務運営指針」において、意見聴取により調査省略となった良好な添付書面を対象として、現時点で調査に移行しない旨を「意見聴取結果についてのお知らせ」として文書で通知することとなり、現在に至っています。

笹瀬 加えて平成24年「事務運営指針」では、調査前の意見聴取は質問検査権の行使にあたらないので、意見聴取をきっかけに修正申告が行われた場合には、加算税が課されないことが明確にされました。実務においては、否認された場合を考慮して保守的な見解をとってしまう



笹瀬綾子会員

こともあるかと思いますが、書面添付において堂々と意見表明することで、加算税の負担を心配しなくてもすみます。

中山 国税庁の統計によると、意見聴取後に調査に移行した割合は1.2%（平成29年度）。実調率が3.3〜3.4%といわれていますので、書面添付先に対する調査の割合は通常の3分の1ということになります。しかも調査移行割合が1.2%ということは、書面添付のある申告書は、ほぼ99%が申告是認となっているといえるでしょう。

中小企業や個人の経営者の中には、税務調査に対して精神的・業務的負担を感じる方もいらっしゃいます。日々真面目に頑張

る経営者の経営姿勢を我々税理士が書面添付でしっかり示すことによって、税務調査に至らない、もしくは税務調査があつて

Ⅱ 確定決算主義と書面添付制度

課税所得計算と企業利益計算を有機的に結合する確定決算主義

多々良 税務上の制度である

書面添付を、「決算書の信頼性」といった会計の分野に適用できるのはなぜか——を紐解くには、まず、日本が採用している確定決算主義についてしっかり理解しておく必要があります。書面添付制度が拡充された翌年の平成14年には、会計の世界でも大きな出来事がありました。「中小企業の会計に関する研究会報告書」が公表され、これ以降、中小企業会計に光が当てられることとなりましたね。

八木 極端に言えば、それまでわが国の会計のあり方につい

も短期間で終わるならば、書面添付制度は税務当局と税理士だけでなく、納税者にとっても大いに意義のある制度といえます。

で論じるときは「大企業も中小企業も同じ基準を適用すべき」とのシングルスタンドアード論が主流でした。しかし、IFRS（国際財務報告基準）の影響により会計ビッグバンが起こる中、税務署や金融機関、取引先といった限定されたステークホルダーしか存在しない中小企業にまでIFRSを適用する意味があるのか——という意見が出始めたのです。

日本の企業の9割以上は中小企業ですから、日税連をはじめ日本商工会議所、TKC全国政経研究会は「中小企業の実態に即した、経営者が活用しようと思えるよう理解しやすく自社の経営状況の把握に役立つ会計ル

ールを整備すべき」とのダブルスタンダード論を主張しました。

中山 実は国際的に見て、確定決算主義が貫かれている国は少数派となっています。しかし法人税の課税所得計算を、企業利益の算出技術である企業会計に準拠させることは、恣意的な利益や所得計算を排除し、互いに真実性を担保させることにもなります。

また、法人税法第22条第4項に「公正処理基準」（「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」）が示されていることから、課税所得計算の出発点となる企業利益の計算過程で会計理論を使えるならば、膨大な規定を作らなくてすみ、税務を簡略化することができると。実務の観点から見ても確定決算主義は非常に有用なのです。

八木 企業にとっても、確定決算主義は大きなメリットがあります。もしも確定決算主義でない場合、決算書を作るための会計帳簿と税務申告書を作るた

めの会計帳簿——と、二つの帳簿が必要になり、企業の経理負担が増えることが予想されます。

それに加え、一つの帳簿から誘導的に決算書および税務申告書を作成できるという流れこそが、決算書や課税所得計算の信頼性を確保するための大切な要素となります。なぜなら、「一貫性」は信頼性のカギとなるか



八木航一 会員

らです。確定決算主義のもとでは、適正な税務申告書は適正な決算書から作成され、適正な決算書は適正な会計帳簿（仕訳）が前提となっています。特に、中小企業の会計においては、法人税法上の所得計算規定との共通項目も多く、事務負担の面から、共通的に処理できること

が望ましいです。確定決算主義のもと、利益計算と所得計算との有機的な結合が可能なのです。

確定決算主義と

税理士の保証業務は密接に関係

笹瀬 税理士にとっても確定決算主義は非常に重要です。確定決算主義であるからこそ、税務申告書の出発点である会計の分野で税理士が活躍の場を見出すことができます。例えば、「会社の通信簿」である会計を活用した経営者への経営報告や経営改善提案などが、その一例でしょう。

そして、平成24年公表の「中小企業の会計に関する基本要領」（中小会計要領）が、会計分野における税理士の活躍の場をさらに広げてくれました。中小会計要領は、わが国固有の会計文化である確定決算主義を堅持し、中小企業の属性に基づいた、中小企業の身の丈に合った会計ルールです。また国際会計基準

の影響を遮断し、中小企業の会計文化を反映した安定的な会計ルールであり、そして、会計行為の出発点である記帳を重視し、かつ税理士の実務をも最大限に尊重している点も強調すべき特徴です。

中小会計要領は税法との調和を図っていますので、税理士が中小会計要領に準拠した決算書の作成を支援し、その過程を書面添付で説明すれば、中小企業の決算書の信頼性を間接的に保証することができます。

畑 一般的に言って、中小企業では経理担当者不在、あるいは少数というケースが多いものです。また中小企業は会計監査を義務付けられていませんので、内部統制のルールも不十分で、不正が起りやすいといわれています。株主は親族が多く、外部の利害関係者は、金融機関や取引先などに限定されています。ここに、我々税理士が果たすべき役割があります。税理士は、月次および決算時に直接会社



め、中小企業の内部統制を補完する役割を果たしているともいえます。

したがって、税務との親和性が高い中小会計要領に準拠した決算書・申告書の作成を支援し、その作成プロセスにおいて確認・検証した内容の実質的な適正性を表明する書面添付を加えれば、中小企業の税務・会計行為を税理士が保証している———ということがいえます。

八木 加えて、税務・会計の専門家である税理士には高度な注意義務が要求されていることを強調しておきたいと思っています。

税理士と納税者の契約関係は一般に委任契約と解され、民法上の責任（債務不履行に基づく損害賠償責任と、不正行為に基づく損害賠償責任）を負うこととされています。委任契約は有償か無償かを問わないので、無償で依頼者の相談に応じた場合も責任を問われることがあります。

さらに、税理士法上でも厳しい責任規定があります。税理士

法第45条第1項では、故意に、真正の事実と反して税務書類等の作成をしたとき、第2項では、相当の注意を怠って真正の事実と反して税務書類等の作成をしたときは、懲戒処分の対象となることが規定されています。

また、税理士法第46条では、書面添付に虚偽の記載をしたときの懲戒処分が確認的に定めら

れています（ただし、虚偽とは事実でないことを知りながら記載した場合に限られており、単なる記載の誤りや、事実と異なることを知らなかった場合には、虚偽記載にあたりません）。このように、書面添付だから責任が特別に重いということではなく、税理士には、税理士業務一般に高度な注意義務が要求されているのです。

Ⅲ 書面添付制度と巡回監査

会計帳簿というデータベースを巡回監査で検証することが強み

多々良 飯塚毅TKC全国会初代会長も、税理士法第45条にいう「相当注意義務」を果たすために巡回監査は絶対に必要であると強く訴えておられました（『TKC会報』1979年11月号巻頭言）。TKC会員が行う書面添付は自計化と巡回監査を前提としています。その背景をあらためて確認してみましよう。

室伏 「TKC方式の書面添付」は、自計化または最低限、自社で起票している先が対象です。税理士が起票行為まで行っている場合には、自分で作成したものを自分で監査するという「自己監査」にあたり、そもそも、巡回監査にならないからです。

巡回監査では、会社側が作成した帳簿書類に基づいて、取引に関する記帳の正確性などを確認・検証し、誤りがあれば訂正させます。これらを前提とした

出向く巡回監査において、さまざまな証憑書類を基に、取引事実が適時に、正確に、整然かつ明瞭に、そして網羅的に記帳されているかを確認・検証します。そのうえで誤りがあったり、証憑書類の作成や保管が不十分だったりするときには助言・指導します。ですので、巡回監査は中小企業が記帳した帳簿の証拠力を高

書面添付でないと、例えば意見聴取で質問を受けたときも堂々と「適正である」と主張できません。責任の所在も不明確となってしまう。



室伏敏光会員

坂本孝司TKC全国会会長はその著書『会計制度の解明』（中央経済社、2011年）で、会計制度には「商業帳簿の法の適用局面」と「会計技術の組立の局面」という二つの領域があると述べられています。会計制度は会計技術に焦点を当てられがちですが、会計帳簿を作成するということも会計の話で、記帳の目的は、証拠性と経営者自らの経営管理にあると考えられます。

池田 先に確認したように、確定決算主義を採用しているわ

が国においては、「入口」である記帳が適切であれば、「正確な会計帳簿の作成」と「複式簿記によるプロセス」に担保されて、「出口」である財務諸表や税務申告書に高い信頼性が与えられます。そして、この信頼性の確保には、三つのポイントがあると考えています。

1点目は、税理士および税理士事務所職員が一定レベル以上の税務会計に関する知識水準を保つことです。TKC全国会では会員および会員事務所職員向けに研修制度を整備しているほか、全日本能率連盟の登録資格として、巡回監査士・巡回監査士補といった資格認定制度を設けていますので、このような制度を積極的に活用したいです。

2点目は、記帳の訂正・削除の履歴が残り、データの改ざんができないような措置がとられている適切な会計ソフトを使用することです。この点、TKCの会計ソフトは遡及訂正ができない仕様となっており、帳簿の

トレーサビリティも確保されています。さらに、会計データはTKCが運営するデータセンターで、一定期間保存される仕組みになっています。

そして3点目は、第三者の立場から、会計記録の完全網羅性、真实性、実在性、適時性および整然明瞭性を確かめ、誤りがあればそれを訂正させ、正しい会計を指導する巡回監査を実施することです。この3点を備えた上で書面添付を実施すれば、記帳の適正性に関する信頼性がより確保されているといえます。

畑 税理士は巡回監査で、すべての出発点である会計帳簿の検証過程に深く関わっています。つまり、「基礎データベース」を押さえているという点が税理士の最大の強みなのです。専門家としての知識水準を保ち、適切な会計ソフトを活用し、そして巡回監査によって会計帳簿の適正性を確保する。その上で中小会計要領に準拠した決算書を作成し、巡回監査によって得

た、決算書や税務申告書に係る実質的な情報を添付書面に記載することにより、合わせ技一本で中小企業の決算書の「確からしさ」を十分に伝えることができる優位な立場にいる——といえます。

緒方 私からは少し異なる観点で話をしてみたいと思います。いま、ITの発展によって巡回監査の手法が問われています。

今後クラウド化やデジタルライゼーションがさらに進み、領収書や請求書といった証憑書類もデータ化されれば、事務所に居ながらにしてそれらを確認することができるようになるでしょう。ただし、電子化に伴う改ざんリスクにどう対処するかという問題は残されています。私はここに、税理士の役割があると考えているのです。

例えば、電子帳簿保存法の「スキャナ保存制度」が求める「適正事務処理要件」は、請求書等の書類の受領、確認、入力に際し、複数担当者による相互牽制

と、内容確認のための定期的な検査を義務付けています。ただし小規模な事業者の場合、定期的な検査を税務代理人が行っていただければ、相互牽制の要件が不要とされています。電子化が進んでも、電子データの改ざんリスクに備えて経理体制を整備した

IV アメリカ・ドイツにおける保証業務

米国でも財務諸表の信頼性を 税務申告書との整合性で判断

多々良 ここでアメリカ・ドイツにおける決算書の保証業務について概観し、税理士による保証業務の意義についてより深



多々良信彦会員

り、取引の正当性の検証をしたりと、中小企業の内部統制制度を補完するために税理士による巡回監査が必要とされ、中小企業の税務・会計行為の「確からしさ」を税理士が保証するといふ図式を描くことができるのではないかと私は考えています。

掘りしていきたいと思います。

まずは、会計大国・アメリカの状況はどうなっているでしょうか。

池田 アメリカにおいて財務諸表の保証業務が必要とされている最大の理由は、融資です。企業が金融機関から融資を受ける際、融資額の大小によって求められる財務諸表の保証レベルが決まっています。財務諸表の保証レベルは、高い順から監査レビュー、コンピューション、プレパレーション——という会計士が行う保証業務と呼応しており、レベルの高低はあるもの

の、いずれの業務も財務諸表に一定の信頼性を付与するものとして認知されており、会計士による保証業務が定着しています。アメリカでは確定決算主義が採用されておらず、また税理士制度もありませんが、提出された財務諸表の信頼性が「不十分」と金融機関が判断した場合には、その財務諸表の信頼性を税務申告書との整合性で判断しています。この点は非常に重要なポイントだと思っています。

日本と同じく税理士制度のあるドイツでは、主に信用制度法第18条の要請に基づいて、中小企業が金融機関に提出する年度決算書の信頼性を税理士が証明する実務が定着しています。

この税理士が作成する証明書に「ベシヤイニグング」といい、ベシヤイニグングのレベルは、「評価を伴わない年度決算書の作成」「蓋然性評価を伴う年度決算書の作成」「包括的評価を伴う年度決算書の作成」の3段階に区分されます（次頁図表1）。

また、「関与先が帳簿を記載している場合」「税理士が簿記の協力作業をしている場合」「税理士が帳簿の記載をしている場合」によっても、さらに区分されます。このように、税理士の関与度合いに応じて保証レベルが区分されているのが特徴です。

ドイツにおいては税理士の独立性（外観上の独立性／形式的独立性）は要求されていませんが、「自己監査の禁止」に抵触しないように注意を払いつつ、税理士の独立性・誠実性・自己責任性、「正規の簿記の諸原則（G o B）」および商法等の各種規範、特定の税法規定などを遵守していること——を裏付けとして、税理士による保証業務が制度化されています。

会計帳簿を介在するから 税理士による保証業務が成り立つ

池田 日本の場合、会計監査制度は上場企業等の大会社に係るものであり、最も精度の

図表1 ドイツにおける年度決算書の作成証明業務の比較

	① 評価を伴わない 年度決算書の作成	② 蓋然性評価を伴う 年度決算書の作成	③ 包括的評価を伴う 年度決算書の作成
特 徴	● 提出された証拠書類の正当性を基本的に前提とする。 ● しかし、正当性を欠く兆候は究明する義務。	● 税理士が質問や分析的評価を行う。 ● 年度決算書作成のため重要な一切の見地からして、提出された証憑、帳簿及び資産証明書の正規性を否定する状況が自身に既知となっていない。	● 証拠書類の正規性に関して評価する——評価作業は、十分に確実な判断を下せるように計画し実行する。 ● 年度決算書作成の基盤となった、提出された証拠書類は正規性を有する。
目 的	税理士が提出された証拠書類の明らかな誤りを関与先に指摘し、修正の提案をし、年度決算書に具体化する。	税理士が提出された証拠書類について、正規性を否定する状況が自身に既知となっていないという限定的な証明をする。	税理士が提出された帳簿、資産証明書、証憑の正規性の判断を委任に基づいて行ったことを証明する。
税理士の独立性(外観上の独立性)の要求	要求されない。 ただし、自己監査の禁止に基づき、自己が作成した帳簿等の蓋然性ないし正規性を証明してはならない。	要求されない。 ただし、自己監査の禁止に基づき、自己が作成した帳簿等の蓋然性ないし正規性を証明してはならない。	要求されない。 ただし、自己監査の禁止に基づき、自己が作成した帳簿等の蓋然性ないし正規性を証明してはならない。
税理士が事業体の内部統制の理解および不正リスクの評価を得る必要性			必要がある。
税理士が質問と分析的手続を実行する必要性		必要がある。	必要がある。
税理士が検証・実証手続を実行する必要性			必要がある。
税理士によるベシャイニグングの発行	発行する。	発行する。	発行する。
それぞれの業務のレベルにおけるコストの違い	税理士がベシャイニグングを作成する業務に費やす最小の時間。	①以上に時間を費やすが、実質的には③よりは少ない。	作業に係る時間と費用は大変多大なものになる。

(『TKC会報2018年12月特別号 ドイツ税理士による決算書の作成に関する証明業務』を基に静岡会研究グループが作成)

高い財務諸表監査のみが監査である——という認識が浸透しています。

また金融機関からの融資に際して、税理士等の保証が求められるという慣行もないため、中小企業における決算書の信頼性保証という課題が、長年にわたって横たわり続けています。

図表2（下）に示すように、わが国では、税理士が関与している決算書の信頼性を高める効果があると認められるさまざまな制度・取り組みがあります。にもかかわらず、決算書の信頼性を高めることを目的とした、制度としての保証の連続体が形成されておらず、保証の「グラデーション・ギャップ」が生じています。

唯一制度化されているのは図表の最上位に位置する会計参与制度ですが、コスト等の問題もあり、一般的な中小企業が活用するには少々ハードルが高いように思います。その点、会計参与の次に位置している書面添付

制度は、税理士業務の延長線上でできるので普及の可能性があり、保証の「グラデーション・ギャップ」を埋めることができるのではないかと期待されています。

緒方 会計参与の場合は、取締役の責任で作成した会計帳簿を会計参与が閲覧し、取締役等に質問し、計算書類を作成することとされ、証憑書類をチェックすることまでは求められています。

けれども実際のところ、経理担当者が1人もしくは少数の中小企業の場合は、取締役への質問だけでなく、帳簿の確認・検証を行わないと「確からしさ」を保証することは難しいはずです。したがって中小企業の場合は、「入口」である会計帳簿重視の保証の形、すなわち巡回監査に裏付けられた書面添付がなじむように思います。

ただし、書面添付は、税理士自身が作成した税務申告書に対する意見表明ですから、保証業

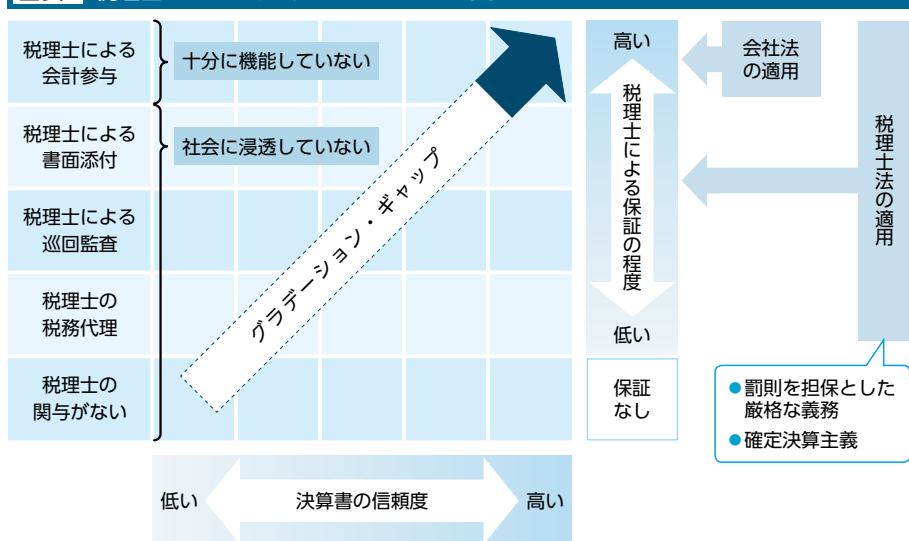
務かどうかを論じるときには「独立性」が問題となります。

ここで税理士法第1条に「独立性」がうたわれていることは、非常に大きなポイントです。

しかしこれは精神的な独立性を意味しているため、もしも形式的な独立性（外観上の独立性）が重視されるならば、「書面添付＝保証業務」というスキームは成り立ちません。

この点、日本はアメリカ型よりもドイツ型に近く、自己監査

図表2 税理士のかかわりとグラデーション・ギャップ



（坂本孝司・加藤恵一郎編著『中小企業金融における会計の役割』中央経済社、2017年、180頁より）

との関係で言えば、最低限、会社側で起票してもらうことを前提とした上で、書面添付が保証機能を有するには、次の六つのポイントが重要です。

① 確定決算主義のもと、納税者が作成した帳簿書類から誘導的に決算書と税務申告書が作成される仕組みであること。

② 巡回監査による帳簿書類の確認・検証が実施されること。

③ 課税所得計算と結びついて1円にまでこだわる厳格性が求められること。

④ 税理士法第1条の「独立した公正な立場」を尊重すること。

⑤ 『TKC会計人の行動基準書』のように、精神的な独立性に重きを置く職業倫理を自ら設けること。

⑥ 虚偽記載がある場合は懲戒処分になるといった税理士法上の専門家責任が存在すること。

これらを前提とする書面添付であれば、複式簿記による会計帳簿をベースにして、中小会計要領への準拠とあわせて、税務申告書や決算書の保証という役割を十分に果たせるといえます。法律で定められた制度ですから、任意制度における意見表明とは、その重さが違います。

V 中小企業金融における書面添付の活用

事業性評価・経営者保証解除への活用が期待されている書面添付

多々良

書面添付制度創設の経緯を振り返ると、当時は決算書の保証を前提としたものではないので、「書面添付＝保証業務」と言い切る難しさがあるのは否定できません。しかし、中小企業の決算書の「確からしさ」の確保という課題が存在しているいま、我々税理士には、巡回監査に裏付けられた品質の高い書面添付を提供し続けて、税理士の保証業務の分野を切り拓いていく必要があるといえます。

これは時代の要請でもあり、最近では書面添付を融資の場面で活用する金融機関も登場してきていますね。

畑

中小企業金融の現場においては、情報の受け手である金融機関と、情報の提供側である中小企業との間に「情報の非対

称性」が存在しており、それが円滑な融資を妨げる大きな要因の一つとなっています。

このような「情報の非対称性」を軽減する手段として、アメリカと同様、税務申告書の果たす役割が指摘できます。勘定科目内訳書を含む税務申告書によって、決算書の数字の整合性を確認することができるからです。



畑 智之会員

しかし、税務申告書だけでは、これらの決算書の数字がどのような手順を踏んで作成されたかということまで読み取ることができません。そこで、その手順を明らかにする手段が書面添付

ではないかと思っています。

室伏 平成25事務年度の金融

庁「金融モニタリング基本方針」

公表以降、全国の金融機関には、担保・保証に過度に依存することなく借り手企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価し、融資や助言を行って企業の成長を支援していく「事業性評価」の推進が求められています。

我々税理士が提供する情報、例えば、書面添付における各勘定科目残高の増減分析情報や、ローカルベンチマークの財務・非財務情報について、金融機関から「参考になる」との声も耳にするようになってきました。

というのも、そもそも書面添付には、会計に関する記載が多いからです。各勘定科目から決算書に至るまでの当該企業の会計行為を端的に分析し表現していますし、特別なことがあればその背景や根拠も記載します。で、中小企業の事業性の把握・理解に有用な情報となると考えられます。

池田 中小企業経営者の個人保証について言えば、思い切った事業展開や、経営が窮地に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因になっているなど、企業の活力を妨げている等の課題が指摘されています。



池田佳通会員

また近年は中小企業の事業承継が大きな課題の一つですが、経営者保証が事業承継を一層難しくしています。特に、親族外の後継者である場合、現経営者の個人保証を引き継ぐ覚悟を持つ第三者を見つけるのは大変難しいと思います。

そのような状況を受けて、経営者保証に依存しない融資のあり方について検討され、平成25年に公表されたのが「経営者保

証に関するガイドライン」(GL)です。GLでは、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るため、債務者である中小企業および保証人である経営者に対して、次の3要件を求めています。

● 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

● 財務基盤の強化

● 財務状況の正確な把握、適切な情報開示等による経営の透明性確保

一方、債権者である金融機関に対しては、これらの要件が充足すると見込まれる場合、当該企業の経営状況等を総合的に判断し、経営者保証を求めない可能性の検討を求めています。

このような流れを受けて、近年、このGLの運用にあたり書面添付を活用する動きが出てきています。例えば、経営者と会社との取引や、経営者と会社の資産・経理の分離といった情報を書面添付に記載することなどが挙げられます。これらの取引

は税務申告書の作成にあたっても重要で、例えば、経営者による会社への貸付金があった場合、その資金源を確認することで簿外取引の可能性を排除する情報ともなり、「経営の透明性確保」の要件を満たす有用な記載事項になり得ます。

室伏 中小企業の税務申告書

VI まとめ — 税理士が社会的地位を築くための絶対条件

「税理士の4大業務」を包含する書面添付の実践を！

がありますね。それでは論文リーダーの緒方さんから、本研究発表のまとめをお願いします。

多々良 飯塚真玄TKC名誉会長は、「書面添付制度は間接的ではありますが、金融機関が中小企業の決算書の信頼性を確認するのに利用できる唯一の法的根拠を持った制度」と述べておられます(『TKC会報』2017年12月号)。「租税正義の実現」はもちろん、中小企業金融の円滑化にも資する書面添付制度を我々税理士はより推進していく必要

や決算書の実質的適正性を表明する書面添付が普及し、それによって中小企業金融の円滑化が図られるようになれば、税理士の社会的評価も高まっていくものと思われれます。書面添付制度を通じた中小企業と金融機関との橋渡しをする役割が、我々税理士にますます求められているのです。

緒方 「税理士による保証とは何か」を突き詰めていくと、会計帳簿をベースにしているからこそ税理士業務が成り立ち、「保証業務」という分野が切り拓かれたことがよく分かります。申告納税制度が導入されたからこそ、税理士という職業が誕生しました。税理士は、「独立した公正な立場」で、「租税正義の実現」を図るといふ公共的使命



緒方美樹会員

を担っています。そして確定決算主義のもと、決算書は正しい会計帳簿から誘導的に作成されて、また、税務申告書は正しい決算書から誘導的に作成されて、その適正性が確保されます。

このプロセスの中で、税理士は、会計帳簿という会計と税務の共通のデータベースの作成・検証過程に関与していることが強みであり、また税理士による巡回監査において記帳の5要件（適時性、正確性、整然性、明瞭性、網羅性）が確認され、真实性と実在性の検証が行われることによって、中小企業の記帳の適正性が確保されます。

会計ソフトは、帳簿のトレーサビリティが確保された適切

なものを利用すべきで、こうして担保された記帳の適正性は、正しい決算、正しい税務申告の出発点となります。

税理士は、巡回監査により会計帳簿の作成・検証過程に関与しているからこそ、中小企業の「確からしさ」を伝える役割を担うことができます。ここで大切なのは、巡回監査は「誤りを訂正させ、指導すること」までを含む点です。会計帳簿の重要性を説き、関与先の業務水準を上げていかなければ、そもそも保証業務は成り立ちません。保証業務は、関与先への指導が出発点にあるといえます。

そして、巡回監査に裏付けられた書面添付制度は、中小企業の真摯な税務・会計行為の実質的適正性を表すものです。税理士が資格をかけて、税務申告書の正しさについて意見表明する手段であり、間接的ではありませんが、中小会計要領への準拠とあわせて、中小企業の決算書の

「確からしさ」を伝える手段となり得ます。

このように見ていきますと、書面添付制度は、まさに坂本孝司TKC全国会会長が提唱する「税理士の4大業務」そのものだと思いませんか。税務業務、会計業務、経営助言業務、そして保証業務のすべてを書面添付制度が包含するものといえます。

また、書面添付制度の歴史を振り返ると、先輩税理士たちの努力によって税理士の業務環境が整えられ、活躍の場が広がってきたことが分かります。これだけ業務環境が整えられてきているのですから、現代に生きる私たちは、1件でも多く書面添付が実践できる事務所体制を作りに上げることが大切です。

我々は実務家です。研究の最終章は、書面添付への取組みということになります。

「書面添付実践六箇条設定の経緯」（TKC全国会による書面添付制度総合マニュアル（第5版）所収）にあるように、書面添付制度の



断固とした実践が、税務当局、金融機関、与信者および関与先からの絶対的信頼と尊敬を獲得する王道であり、職業会計人が職業会計人らしく地域社会に不動の社会的地位を築いて生き残ることができる絶対条件なのです。

（構成／TKC出版 篠原いづみ）